

【ポスター発表】

市町村における女性支援の展開に向けて

—困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく都道府県基本計画の分析をもとに—

○ 神戸市看護大学／大阪公立大学客員研究員 岩本 華子 (6144)

増井 香名子 (日本福祉大学／大阪公立大学客員研究員・7166)

キーワード：市町村における女性支援・女性支援法・都道府県基本計画

1. 研究目的

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下、女性支援法)が2024(令和6)年4月に施行された。女性支援法では、国による困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下、基本方針)の策定(第7条)、都道府県には、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下、都道府県基本計画)の策定(第8条)を義務付けている。

女性支援法の基本理念の一つである「困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること」(第3条第2号)を実現するためには、都道府県に加え、市町村での女性支援がさらに展開されることが求められる。基本方針では、住民に最も身近な市町村での支援の重要性が明記されており、都道府県には広域的な観点から市町村が実施する女性支援が円滑に進むように市町村を支援する役割があるとされている。そのため都道府県基本計画における市町村への支援に関する内容を検討することは、今後の市町村での女性支援の展開に向けて重要である。

また、市町村での女性支援が展開していくためには、努力義務ではあるものの市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下、市町村基本計画)(第8条第3項)が策定されること、及び、「専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員」(第11条)である女性相談支援員(旧、婦人相談員)の配置が望まれる。

そこで本研究は、今後の市町村における女性支援の展開に向けて、都道府県基本計画をもとに、市町村基本計画の策定並びに市町村の女性相談支援員の配置に関する記述について整理・分析を行うことを目的とする。

2. 研究の視点および方法

全都道府県基本計画に対して、市町村基本計画の策定に関する記述及び、市町村の女性相談支援員の配置に関して記述された部分について整理・分析を行った。その際、計画の実施状況を評価する際に用いられることが多い、数値化された目標(数値目標、計画の推進指標、成果指標、具体的目標などの表現が用いられている)に注目をした。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守した。本研究は文献研究であるため、自説と他説の峻別にはとくに注意した。結果の公表にあたり共同研究者から公表の許可を得ている。本報告に関連し、開示すべき COI 関係にある企業等はありません。

4. 研究結果

全都道府県基本計画への分析結果を表1に示す。

市町村基本計画の策定を数値目標にしていたのは 23 都道府県（48.9%）であった。その内、全市町村での計画策定を目標値にしていたのは 15 都道府県（65.2%、全都道府県の 31.9%）であった。市町村の女性相談支援員の配置について数値目標にしていたのは 23 都道府県（52.2%、配置済 3 都道府県を除いて計算）であった。その内、全市町村での配置を目標値にしていたのは、10 都道府県（43.5%、44 都道府県の 22.7%）であった。

表 1. 結果：各都道府県基本計画における市町村基本計画の策定および市町村の女性相談支援員の配置に関する数値目標の記述内容

都道府県名	計画対象期間	市町村基本計画 の策定	市町村女性相談支援員 の配置	都道府県名	計画対象期間	市町村基本計画 の策定	市町村女性相談支援員 の配置
北海道	2024(R6)～2028(R10)年度		◎	滋賀県	2024(R6)～2028(R10)年度		◎
青森県	2024(R6)～2028(R10)年度	◎	○	京都府	2024(R6)～2028(R10)年度		◎
岩手県	2024(R6)～2028(R10)年度			大阪府	2024(R6)～2026(R8)年度		○（全市）
宮城県	2024(R6)～2028(R10)年度	○	○	兵庫県	2024(R6)～2028(R10)年度		◎
秋田県	2025(R7)～2029(R11)年度	◎	○	奈良県	2024(R6)～2027(R9)年度		
山形県	2024(R6)～2025(R7)年度	○		和歌山県	2024(R6)～2028(R10)年度	◎	
福島県	2024(R6)～2028(R10)年度	○	○（全市）	鳥取県	2024(R6)～2028(R10)年度		
茨城県	2024(R6)～2026(R8)年度	◎	○	島根県	2024(R6)～2028(R10)年度	◎	
栃木県	2024(R6)～2026(R8)年度		配置済	岡山県	2024(R6)～2028(R10)年度		○
群馬県	2024(R6)～2025(R7)年度			広島県	2024(R6)～2025(R7)年度		○
埼玉県	2024(R6)～2026(R8)年度	◎	○	山口県	2024(R6)～2028(R10)年度	○（全市）	◎
千葉県	2024(R6)～2026(R8)年度	○		徳島県	2024(R6)～2028(R10)年度		
東京都	2024(R6)～2028(R10)年度	◎	全区市配置済、町村部は都が対応	香川県	2024(R6)～2028(R10)年度		
神奈川県	2024(R6)～2028(R10)年度	◎		愛媛県	2024(R6)年度～(5年毎見直し)		
新潟県	2024(R6)～2028(R10)年度	◎	◎	高知県	2024(R6)～2025(R7)年度	○	○
富山県	2024(R6)～2028(R10)年度			福岡県	2024(R6)～2025(R7)年度	○	
石川県	2024(R6)～2028(R10)年度			佐賀県	2024(R6)～2026(R8)年度		○
福井県	2024(R6)～2028(R10)年度			長崎県	2025(R7)～2030(R12)年度		
山梨県	2024(R6)～2028(R10)年度	◎	◎	熊本県	2024(R6)～2028(R10)年度		各市福祉事務所に配置済
長野県	2024(R6)～2028(R10)年度			大分県	2024(R6)～2028(R10)年度		
岐阜県	2024(R6)～2028(R10)年度			宮崎県	2024(R6)年4月～2029(R11)年3月	◎	
静岡県	2024(R6)～2028(R10)年度	○	◎	鹿児島県	2024(R6)～2028(R10)年度	◎	◎
愛知県	2024(R6)～2028(R10)年度	◎		沖縄県	2024(R6)～2028(R10)年度	◎	◎
三重県	2025(R7)～2029(R11)年度	◎					

記述例：○目標値の記述あり、◎：目標値が全市町村

5. 考察

市町村基本計画の策定並びに市町村の女性相談支援員の配置について約半数の都道府県が基本計画において数値目標に掲げており、数値目標に掲げていた都道府県の内約半数は全市町村を目標値としていたことから、女性支援法の施行によって市町村での女性支援が今後より進んでいくことが推察される。戒能が「市町村の女性支援の責務を具体化するためには、少なくとも市や特別区では『基本計画』の策定に取り組むことが期待されています」（戒能 2024:72-3）と述べているように、市町村で基本計画が策定されることは女性支援に対する市町村の責務を具体化することでもある。数値目標の実現が期待されるとともに、その内容についても注視していく必要がある。

文献

戒能民江（2024）「Q13 市町村ではどのような女性支援ができますか？」戒能民江・堀千鶴子編著『困難を抱える女性を支える Q&A 女性支援法をどう活かすか』解放出版社、71-7 頁
本研究は JSPS 科研費 23K22206、24K05413 の助成を受けて行った。